



## LINE UP

### CONTENTS

- **今年もお世話になりました** 1P-2P  
長崎オフィス所長よりご挨拶
- **期限間近!**  
「長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金」をご活用ください! 2P
- **令和3年分 所得税の確定申告** 3P
- **税務カレンダー・相談役からの一言** 4P



## Message

### 「今年もお世話になりました」

2021年、令和3年も12月となり、一年が終わろうとしています。皆様にとって、今年はどうのような一年だったでしょうか。

今年も昨年に引き続き、世界が新型コロナウイルス感染症に振り回された一年でした。8月には日本でも感染者数が激増しましたが、10月には急激に減りました。これがワクチンの効果によるものか、他の理由があるのか、はっきりしませんが、ワクチンの接種が進んだことは事実です。また、治療薬も世界中で開発が進んでおり、来年には完成するのではないか、とされています。まだまだ予断は許しませんが、コロナが猛威を奮った一年であると同時に、トンネルの出口が見えた年にもなると期待しています。

また、コロナ禍により1年延期になっていた東京オリンピック/パラリンピックが無事に開催されたことも大きなニュースでした。コロナ禍の最中に強行することへの批判もありましたが、オリンピックを原因としての大きな感染拡大もなく無事に閉幕を迎えることができました。本来期待されていた経済効果は無かったでしょうが、難しい状況でビッグ

イベントを実施したことで、日本のプロジェクト運営力や現場力、団結力といったものを世界に示すことができたと思います。

弊社についていえば、3月末でアップパートナーズグループを離れ4月から再び内田会計グループとなったことが大きな変化でした。従来から現内田会計グループで完結して業務をおこなっていたため、お客様へ提供しているサービスや体制は変わらないものの、お客様に契約書の再締結などの手続きでお手間を取らせてしまい、ご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございませんでした。皆様のご協力をいただき、お陰様で無事に内田会計グループとして4月から再出発ができました。

> 次ページへ



長崎オフィス 所長  
税理士 内田 佳伯

## Message



> 前ページより

再出発にあたり、弊社グループが果たすべき役割、存在意義を見つめなおし、新たな経営理念を制定しました。以前からの方針であった「経営者様の相談相手となる」ことを「社外重役」という言葉で再定義するとともに、内田会計グループの事業拡大を重視するのではなく、地域に必要とされる存在となることを第一として「地域貢献」を打ち出し、地域に存在しつづけるために「信用と信頼」を積み上げることを経営理念に掲げました。個人的には、改めて経営理念を作ることで、自分たち自身の在り方や方向性を明確にできたので、スッキリとしました。

経営理念に地域貢献を打ち出したことで、社内から、地元の皆さんの役に立つ無料セミナーなどの企画案が出てきています。以前には、このような企画は出てきませんでした。経営理念として言葉にすることで、考えや行動に変化があらわれたのだと思います。

2022年も引き続き、内田会計グループは社外重役として地域の経営者様の支援をおこない、地域の活性化を目指して活動し、信用と信頼を得られるよう誠実に行動していく所存です。2021年も、お世話になりました。2022年もよろしく申し上げます。

長崎オフィス 所長  
税理士 内田 佳伯



## 期限間近！ 「長崎県 DXアドバイザー招へい事業補助金」を ご活用ください！

株式会社 内田会計事務所 ビジネスサポート部  
部長 内野 敦史

ITを活用して業務効率化をご検討中の皆様へ  
県内企業のDX化(ITを活用した業務改善、効率化など)を  
支援する補助金があります！

### 「長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金」

**対象者** 中小企業基本法に規定する中小事業者  
(医療法人、社会福祉法人は含まれません)

**期間** ~令和4年1月28日(金)まで  
※ 事業は令和4年1月31日まで

**対象経費** DX推進に必要な専門家の招へいに要する経費(謝金、旅費、委託料、アドバイスに要する機材・システムの使用料等)

補助率

1/2

以内

補助限度額

下限 30万円

上限 100万円



詳しくは、こちらをご覧ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/511429.html>

長崎県へ申請書類を提出します。作成からご支援させて頂きます。「こういうことも対象になりますか？」等、お気軽にお問い合わせください。

期限が近い中でののご案内となり申し訳ございません。別紙に「IT化ツール」(弊社でご案内できるサービスの一部)を準備しておりますので、是非ご覧ください。

お問い合わせ

📞 095-861-2054

(平日 / 9:00-18:00 担当：内野)

## 令和3年分 所得税の確定申告

税理士法人内田会計事務所 税務支援部 税務管理室

室長 福田 敏夫

今年も昨年に引続きコロナウイルスに振り回された1年となりました。幾度も緊急事態宣言が発動され、日本中が暗い気持ちになっていましたが、夏にはオリンピック・パラリンピックが開催され、皆様の気持ちが晴れやかになり、感動を受けることができました。来年こそは通常の毎日に戻ることを望みます。

さて、年が明けると、確定申告の時期となります。令和3年改正においては、大きな変更点はなく要件の見直し・期限の延長等の改正が主となっております。今回は、過去の内容も含めてお伝えしたいと思います。

### 01 住宅ローン控除

#### ①特別措置の延長

年末ローン残高の1%、最大40万円まで(※認定長期優良住宅は50万円)を所得税から控除できる住宅ローン控除ですが、消費税が10%に改正されたタイミングで控除期間を13年間とする特例措置が制定されました。今回はこの特例措置の入居期間が延長されました。右記を要件として特例を受けることができます。



#### 要件

- イ. 居住用家屋の新築の場合は、令和2年10月1日から令和3年9月30日の間に契約をし、令和4年12月31日までに入居する
- ロ. 分譲住宅若しくは既存住宅を取得又は増改築等をする場合は、令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約をし、令和4年12月31日までに入居する

#### ②床面積要件も緩和

改正前は50㎡以上の住宅が対象でしたが、合計所得金額が1,000万円以下の場合、40㎡以上50㎡未満の住宅についても対象となりました。

### 02 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または所得税の特別控除

一定の新規取得資産について、30%特別償却または7%税額控除を選択できる制度です。適用期限が2年延長(令和5年3月31日まで)されました。

### 03 給与等の支給が増加した場合の所得税の特別控除(所得拡大促進税制)

要件の緩和が行われた上で、適用期限が2年延長(令和5年まで)されました。  
※新要件が適用されるのは令和4年分以降となります。

### 04 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充

令和3年4月1日から12月31日までの間に住宅用家屋の新築に係る契約(消費税率10%)を締結した場合における非課税限度額が令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額(最大1,500万円)まで引き上げられました。

### 05 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

以下の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長(令和5年3月31日まで)されました。

#### ①教育資金の一括贈与

贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者が死亡した場合には残額を相続により取得したものとみなします。

#### ②教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与

相続等により取得したとみなされる残額について、贈与者の子以外の直系卑属(孫等)に相続税が課される場合には、相続税の2割加算の対象となります。

内容等ご不明な点などございましたら、弊社担当者へご質問ください。また、所得税・贈与税等申告書を早期作成し納税額を早くお伝えするためにも、早めの必要書類のご確認、ご準備をお願い致します。

# Calendar

## 税務カレンダー



12月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	1月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
				1	2	3	4								1
5	6	7	8	9	10	11		2	3	4	5	6	7	8	
12	13	14	15	16	17	18		9	10	11	12	13	14	15	
19	20	21	22	23	24	25		16	17	18	19	20	21	22	
26	27	28	29	30	31			23	24	25	26	27	28	29	
								30	31						

※ 青い背景は冬季休業期間

- 給与所得の年末調整  
【調整の時期】 本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出  
【提出期限】 本年最後の給与の支払を受ける日の前日
- 固定資産税第3期分の納付  
【納期限】 12月中の市町村の条例で定める日
- 納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付(令和3年6月～11月分)  
【納期限】 12月10日(金)

- 10月決算法人の確定申告  
【申告期限】 令和4年1月4日(火)
- 4月決算法人の中間申告  
【申告期限】 令和4年1月4日(火)

### 冬季休暇のお知らせ

下記の期間お休みさせていただきます。期間中にご不便をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

令和3年 12月28日(火) 13時 ~ 令和4年 1月4日(火)



# Column

## 相談役からの一言

### 感謝！

早いもので今年も師走になりました。寒気、乾燥等はウイルスが好きな環境、また年末年始は人流が増えます。新型コロナ感染者数は減少していますがまだまだ油断大敵です。皆様には感染防止に留意していただきたいと思えます。

長崎は祭りの街です。長崎っ子の私は祭りとともに生きてきました。主なものだけでもランタンフェスティバル、帆船祭り、ペーロン大会、長崎くんち等がありますし、お盆には精霊流しもあります。コロナの影響で中止や縮小を余儀なくされたのは寂しい限りです。来年はコロナを克服してぜひ実施して欲しいと念願しています。

今年はコロナに始まりコロナに終わる1年でした。企業経営もコロナに振り回された1年でした。コロナの影響で売上が減少し業績が低迷しているのに経営を維持できているのは補助金、助成金、制度融資等のおかげです。資金の下支えがあり経営を維持している企業が多くなりました。経営者としては資金に余裕があるうちに次の対策を考えておく必要があります。借入金を返済するために、そして次なる成長のためには損益改善経営が必要です。そのためには次年度の経営計画書の策定が必須です。現場のプロである経営者と数字のプロである会計人が協力して実現性が高い経営計画書を策定し、毎月予実対比を行うことで損益改善と経営改善を実現できます。ぜひご相談願います。

今年も大変お世話になりました。皆様のご厚情に感謝いたします。良いお年をお迎えください。  
相談役 内田延佳

## 内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

## お問い合わせ・ご相談はこちらまで

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00)

 [info@uchida.or.jp](mailto:info@uchida.or.jp)

 <http://www.uchida.or.jp>

### 【長崎オフィス】

〒852-8008  
長崎県長崎市曙町4番9号  
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

### 【島原オフィス】

〒855-0802  
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階  
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556